

別表第1（第3条関係）

種類	種目		対象者	基準額	耐用年数	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台(者のみ)		下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者。	154,000	8	次のような機能があるもの ① 褥瘡予防 ② 失禁等による汚染又は損耗が防止できる機能を有するもの ③ 通風性が高く皮膚疾患等を防止できる機能を有するもの
	特殊マット		下肢、体幹機能障がい2級以上の身体障がい者・児（常時介助を要する者で、原則として3歳以上）又は重度の知的障がい者・児（原則として3歳以上）。	19,600	5	
	特殊尿器		下肢又は体幹機能障がい1級の者・児（常時介助を要する者で、原則として学齢児以上に限る）。	67,000	5	
	入浴担架		下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（原則として3歳以上の者。入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る）。	82,400	5	
	体位変換器		下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（原則として学齢児以上。下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る）。	15,000		
	移動用リフト		下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（原則として3歳以上）。	159,000	4	
	訓練いす(児のみ)		下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児（原則として3歳以上）。	33,100	5	
	訓練用ベッド（児のみ）		下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児（原則として学齢児以上）。	159,200	8	
自立生活支援用具	入浴補助用具		下肢又は体幹機能障がいがあり、入浴に介助を要する者・児（原則として3歳以上）。	90,000	8	
	便器		下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（原則として学齢児以上）。	4,450	8	
	歩行補助杖（一本杖）		下肢又は体幹機能障がいの身体障がい者で歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される者・児。	3,090	3	夜光材付とした場合は410円（全面夜光材付とした場合は1,200円）増とすること。価格は、1本あたりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
	移動・移乗支援用具		平衡、下肢又は体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする者・児（原則として3歳以上）。	60,000	8	設置に必要な工事費用は含まない。
	頭部保護帽	A スポンジ、皮を主材料に製作	下肢、体幹、平行機能障がい、（てんかんの発作等により頻繁に転倒する）知的障がいの者・児又は精神障がい者・児。	15,656	3	※種目Bについては、医師意見書にて給付の可否を決定する。
		B スポンジ、皮、プラスチックを主材料に製作		37,852		
	特殊便器		上肢機能障がい2級以上又は重度の知的障がいの者・児（原則として学齢児以上）。	151,200	8	
	自家発電機又は外部バッテリー ※自家発電機又は外部バッテリーのいずれか1種目のみ申請可	人工呼吸器用	次の各号のいずれかに該当する者であって、医師の意見書又は診断書により人工呼吸器が必要と認められるもの ※ 身体障害者手帳の交付申請手続等で既に提出されている医師の診断書等により人工呼吸器を必要とする者であることを確認できるときは、医師の意見書又は診断書の提出を省略することができる。 (1) 呼吸器機能障がい3級以上の者・児 (2) 体幹機能障がい2級以上の者・児 (3) 上肢又は下肢機能障がい1級の者・児 (4) 心臓機能障がい1級の者・児 (5) 音声言語機能障がい度で喉頭摘出者・児	100,000	10	○自家発電機 ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波出力が可能なもの ○外部バッテリー 正弦波出力が可能で定格出力が300W以上のもの（電気式たん吸引器用は200W以上のもの）
電気式たん吸引器用		次の各号のいずれかに該当する者 (1) 電気式たん吸引器の給付対象者 (2) 呼吸機能障がい3級以上と同程度の障がい有する者・児又は重度の四肢機能障害を有する者・児で、過去に電気式たん吸引器の給付を受け、現に使用している者	50,000			

在宅療養等支援用具	火災警報器		障がい等級２級以上、重度の知的障がいの者・児又は1級の精神障がい者・児（火災発生の感知、避難が著しく困難な障がいの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）。	15,500	8	1世帯につき2台を限度とする
	自動消火器			28,700		
	電磁調理器		視覚障がい２級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）又は重度の知的障がい者（18歳以上の者）。	41,000	6	
	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障がい２級以上の者・児（原則として学齢児以上）。	7,000	10	
	聴覚障害者用屋内信号装置（者のみ）		聴覚障がい２級以上の身体障がい者（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者）。	87,400	10	
	透析液加温器		腎臓機能障がい３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行っている者・児（原則として３歳以上）。	51,500	5	
	ネブライザー		呼吸機能障がい３級以上、同程度の障がいを有する者・児、呼吸機能に障がいがある小児慢性特定疾患児又は重度の四肢機能障害を有する者・児。	36,000	5	※ 呼吸器機能障害３級以上の者以外については、医師意見書の提出により給付の可否を決定する。
	電気式たん吸引器		呼吸機能障がい３級以上、同程度の障がいを有する者・児又は重度の四肢機能障害を有する者・児。	56,400		
	酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行っている身体障がい者。	17,000	10	
	盲人用音声式体温計		視覚障がい２級以上の者・児（原則として学齢児以上。視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）。	9,000	5	
盲人用体重計		視覚障がい２級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）。	18,000	5		
盲人用血圧計		視覚障がい２級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）。	15,000	5		
情報・意思疎通支	携帯用会話補助装置		音声、言語機能障がい又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障がいを有する者・児（原則として学齢児以上）。	98,800	5	
	情報・通信支援用具		視覚障がい２級以上又は上肢機能障がい２級以上の者・児。	100,000	6	情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用のために必要となる周辺機器及びソフト（自動読み上げ、拡大等のソフト、大型キーボード、マウス、スイッチ等周辺機器など）。
	点字ディスプレイ		視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複身体障がい者（原則として視覚障がい２級以上かつ聴覚障がい２級）。	383,500	6	
	点字器	標準型	視覚障がいを有する身体障がい者・児。	10,800	7	価格は点筆を含むものであること。
		携帯用		7,500	5	
	点字タイプライター		視覚障がい２級以上の者・児（本人が就労、就学中又は就労が見込まれる者に限る）。	63,100	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	視覚障がい２級以上の者・児（原則として学齢児以上）。	85,000	6	
		再生専用機		35,000		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		視覚障がい２級以上の者・児（原則として学齢児以上）。	99,800	6	
	視覚障害者用拡大読書器		視覚障がいを有し、本装置により文字を読むことや人物認識等が可能になる者・児（原則として学齢児以上）。	198,000	8	暗所視支援眼鏡を含む。

援 用 具	盲人用時計		触読式	視覚障がい２級以上の者（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする）。	10,300	10		
			音声式		13,300			
	聴覚障害者用通信装置			聴覚障がいのある者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者・児（原則として学齢児以上）。	71,000	5		
	聴覚障害者用情報受信装置			聴覚障がいを有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者・児。	88,900	6		
	人工喉頭		音声機能障がい人工喉頭が必要な者・児。	5,150	4	気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとすること。		
				72,203	5	価格は電池又は充電器を含むものであること。		
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ			視覚障がい２級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）。	29,000	5		
	人工鼻			音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい手帳を有する者で、喉頭を全摘出し、常時埋込型の人口喉頭を使用する、小学生以上の者	23,760	—		２ヶ月分又は４ヶ月分を支給単位とする
	人工内耳体外装置			聴覚障がいを有し、人工内耳体外装置を装着している者。ただし、医療保険対象となるものを除く。	200,000	5		両耳の場合は、基準額×２とする。
	人工内耳用電池			聴覚障がいを有し、人工内耳体外装置を装着している者。	24,000	1		両耳の場合は、基準額×２とする。
点字図書			主に、情報の入手を点字に頼っている視覚障がいを有する者・児（別紙２参照）。	市長が必要とみとめた額	—			
排 泄 管 理 支 援 具	スト マ 用 具	蓄便袋	蓄便袋のみの場合	直腸機能障がいを有し、ストマの造設をしている者・児。	8,858	—		
			上記に加え他の衛生用品等が必要な場合		10,458	—		
		蓄尿袋	蓄尿袋のみの場合	ぼうこう機能障がいを有し、ストマの造設をしている者・児。	11,639	—		
			上記に加え他の衛生用品等が必要な場合		13,239	—		
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等、衛生用品）			(1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者・児。 (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿若しくは排便機能障がいを有する身体障がい者・児。 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいを有する障がい者・児。 (4) 上肢機能障がい２級以上及び下肢又は体幹機能障がい２級以上、かつ療育手帳Ａを所持している排尿、排便の意思表示が困難な身体障がい者・児。 (5) 下肢又は体幹機能障がい２級以上、かつ神経障がいによる高度の排尿若しくは排便機能障がいを有する身体障がい者・児。 (6) (1)から(5)までの新規給付については、医師意見書に基づき決定する。	下記以外の者	12,000	—	(4)においては、３歳以上であって、次の全てに該当すること。 ア 自力でトイレに行けないこと。 イ 自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができないこと。 ウ 介助による定時排泄が困難なこと。
					20歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）の末日までにある者であって、次の全てに該当するもの ① 交付を受けている身体障害者手帳の級別が１級のもの ② 交付を受けている療育手帳の障害の程度がＡのもの	14,400		
	収尿器	男性用	A 普通型	ぼうこう機能障がいの身体障がい者・児。	7,931	1	簡易型は採尿袋20枚を一組とする。	
			B 簡易型	ぼうこう機能障がいの身体障がい者・児。	5,871			
		女性用	A 普通型（耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。）	ぼうこう機能障がいの身体障がい者・児。	8,755			
			B 簡易型（ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。）	ぼうこう機能障がいの身体障がい者・児。	6,077			

住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する学齢児以上の者であって障がい等級３級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障がい２級以上のもの）。	200,000	－	
---------------	------------	--	---------	---	--

- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 「入浴補助用具」「移動・移乗支援用具」「聴覚障害者用屋内信号装置」については、それぞれの種目に該当し、用途・性能の異なる品目の場合、基準額内において給付数を一つに限らないものとする。